学際融合教育研究推進センター　組織体制

令和７年４月１日現在

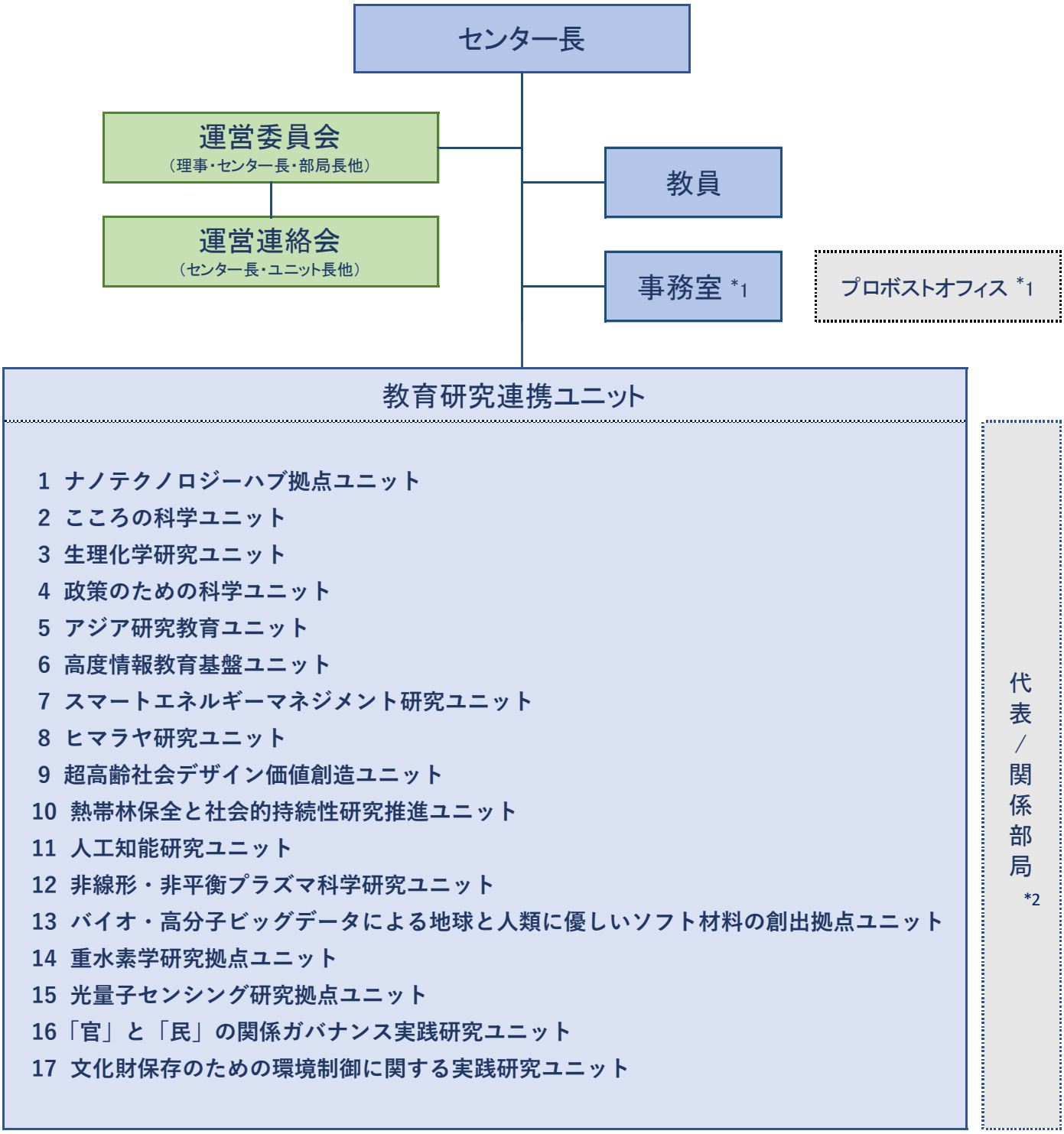

*1　京都大学事務組織規程　第6条、第14条別表5

*2　京都大学学際融合教育研究推進センターに置くユニット等に関する内規
　　教育研究連携ユニットの設置・改廃等に係る基準等について

センター長：京都大学の理事又は専任の教授のうちから総長が指名する。センターを総括する。

運営委員会：センターの管理運営に関する重要事項を審議する。

運営連絡会：センターとユニット及びユニット間の情報共有、各ユニットの活動報告、センターの運営に関する事項の報告等を行う。